

消費税・軽減税率で意見交換

中小企業関係団体との懇談会

本連盟は、中小企業関係団体等との幅広い連携を重点施策の一つとして、3月22日に東京税理士会(以下、東京会)との共催により、今回で通算23回目



を迎える「中小企業関係団体との懇談会を開催した。まず第一回は、東京会及び本連盟が、平成29年度税制及び財務行政の改正に関する意見書の説明をした後、各中小企業団体から意見及び資料の説明があった。

企業の定義に関わってくる問題だし、「大綱」は中小企業の定義を広く話している。この点に関しては、29年度の税制改正の山になるのでは、と指摘し、中小企業関係団体の足並みを揃える必要性についても言及した。

また、中小企業団体からは、取引相場のない株式の評価に関する問題について、事業承継に影響を及ぼすという意見があった。

第2部の意見交換では、消費税の軽減税率について、東京会の意見を説明した後、各中小企業団体から軽減税率への要望、意見、取り組んでいる対策などの説明があった。

各中小企業団体からは、来年の4月からの軽減税率制度や平成38年度から導入されるインボイス制度への対応については、事業者の混乱を招かないように万全の対策を取るなどとした現実対応の発言が多くあった。その一方で、実際問題としては、法案審議やQ&Aが発行されるの今後であり、まず、軽減税率制度の詳細な理解が必要である

り、具体的な対応についてはこれから検討するとした団体が多かった。インボイス制度について、東京会・土屋調査研究部長が説明したのに加え、本連盟の坂田政策委員も対応の発言が多かった。その一方で、実際問題としては、法案審議やQ&Aが発行されるの今後であり、まず、軽減税率制度の詳細な理解が必要である

は「インボイス制度導入は、消費税の免税点が実質なくなる」といわれるのではないかと述べたなど活発な意見交換が行われた。閉会の挨拶は、本連盟の渡邊会長が行い、中小企業の活性化、中小企業のための、今後も何か問題があれば中小企業関係団体が集まり意見交換を」と呼び掛け、懇談会を終了した。

平成28年3月22日、スクワール麹町
【テーマ】
平成29年度税制改正要望について、複数税率(軽減税率)に対する取り組みについて

【出席団体】
日本商工会議所、東京商工会議所、全国商工会連合会、東京都商工会連合会、全国中小企業団体中央会、東京都中小企業団体中央会

片山さつき議員の推薦を決定している。また、4月20日付で推薦審査会の書面審議を行い第三次推薦候補として、連動議員の推薦を決定した。

財政状況シミュレーション

単位税政連及び後援会会長・幹事長会議

本連盟は4月13日に開催した単位税政連及び後援会会長・幹事長会議の中で、第一部は「選挙関連法」

に関して、日本税政連・国対委員長(本連盟・国対委員長)の渡邊潔氏を講師に

また、現在の財政状態の説明を行った後、配付資料「今後の主な収入・支出の予測(平成27年度)」を提示した。そして、現状の支出規模を維持した活動の継続のために、単位税政連会長に全体で最低でも平成27年度の会員数に600名を加えた増強をお願いした。

参院選の推薦候補8名決定
本連盟は4月13日に第2回推薦審査会を開催し、本年7月25日に任期満了を迎える参議院議員の通常選挙における候補者の第二次推薦について審査を行った。

陳情のあり方を討議
東日本6税政連役員連絡会
役員連絡協議会
今日で通算30回目を迎える東日本6税政連役員連絡協議会が4月7日、仙台市・ホテルメトロポリタンで開催された。写真。

今日で通算30回目を迎える東日本6税政連役員連絡協議会が4月7日、仙台市・ホテルメトロポリタンで開催された。写真。

論説

昨年12月25日に特定個人情報保護委員会において、「特定個人情報」の定義、その他の特定個人情報等の安全管理の確保に係る重大な事態の報告に関する規則が制定され、それとともに、「事業者」における特定個人情報の漏えい等の発生した場合の対応について」などが改正された。

この「特定個人情報」とは「個人番号をその内容に含む個人情報」をいい、個人番号単体も「特定個人情報」になり、「個人情報は生存する個人

情報に係る本人の数が100人を超える事態」も、「特定個人情報」に該当することになる。

「対応について」では報告すべき「重大な事態」として、「漏えい・滅失・毀損又は番号法に反して利用・提供された特定個人

個人番号には成りすましの問題も含めて、プライバシーは無いのかという問題が生ずるのである。前述の対応についてで示されている例示では、個人事業者の安全が保たれるかは甚だ心もとなく、個人事業者番号の創設が最善と考える。

日税連も税制改正建議において、個人事業者番号の導入を主張しており、税政連においても、創設に伴う問題がないかどうかを確認し、個人事業者の困惑や個人情報保護に抵触しかねない事例等を挙げ、国会に訴えていくべきであろう。

個人事業者の安全が保たれるかは甚だ心もとなく、個人事業者番号の創設が最善と考える。

個人事業者の安全が保たれるかは甚だ心もとなく、個人事業者番号の創設が最善と考える。

個人事業者番号創設に向けた運動を！

個人情報が開示された事態は、不正の目的をもって、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を利用して、又は提供した者がいる事態などが例示されている。

このように厳重に守らなければならない「個人

個人事業者の安全が保たれるかは甚だ心もとなく、個人事業者番号の創設が最善と考える。

個人事業者の安全が保たれるかは甚だ心もとなく、個人事業者番号の創設が最善と考える。

個人事業者の安全が保たれるかは甚だ心もとなく、個人事業者番号の創設が最善と考える。

個人事業者の安全が保たれるかは甚だ心もとなく、個人事業者番号の創設が最善と考える。

個人事業者の安全が保たれるかは甚だ心もとなく、個人事業者番号の創設が最善と考える。

個人事業者の安全が保たれるかは甚だ心もとなく、個人事業者番号の創設が最善と考える。

平成28年熊本地震の災害に対する義援金ご協力をお願い

東京税理士会 会長 西村 新

熊本地震により被害に遭われた皆様に対しまして、心よりお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。

本会では、現地の日も早い復旧・復興を願い、その一助となるよう会員各位から義援金を募り、日税連を通じて南九州税理士会に贈ることいたしました。つきましては、下記により義援金にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(1)募金一口 5,000円
※振込手数料は各自でご負担下さい。
※寄付金控除の対象にはなりませんので、ご理解下さい。

(2)振込口座 みずほ銀行 新宿支店
普通預金 2467552
「東京税理士会 平成28年熊本地震災害義援金」

(3)締切日 平成28年6月30日(木)
※税政連会員からの声として紹介します。
妻の実家がある益城町は壊滅状態です。是非、東京税理士会の義援金にご協力ください。
(北沢税政連会員・K.A.)